

平成30年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市磯部ふれあい公園・志摩市磯部プール	所在地	志摩市磯部町恵利原557-1・956
指定管理者名	いそベスポーツクラブ	指定期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成する。		
業務内容	磯部ふれあい公園・磯部プールの管理・運営		
施設概要	ふれあい公園5.0ha（多目的広場11,479㎡、幼児広場2,800㎡、芝生公園5,500㎡、テニスコート4面2,700㎡、体育館2,454㎡、屋外便所30㎡ほか駐車場、園内遊歩道等） 磯部プール1,155.6㎡ アルミサンドイッチパネル壁式構造平屋建		
職員体制	ふれあい公園（職員3人、臨時4人）・磯部プール（職員1人、臨時10人）		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)	
事業収支	収入	指定管理料	22,399,000	22,393,000	22,393,000	
		利用料金	1,810,445	2,166,500	2,059,675	-106,825
		その他	471,895	476,600	562,772	86,172
		計(a)	24,681,340	25,036,100	25,015,447	-20,653
	支出	人件費	13,586,167	11,548,694	11,373,591	-175,103
		管理運営費	10,958,152	12,714,584	15,001,927	2,287,343
		その他				
		計(b)	24,544,319	24,263,278	26,375,518	2,112,240
	収支差引額(a-b)		137,021	772,822	-1,360,071	-2,132,893

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	平成29年度は、阿児アリーナが改修工事で使用できなかった為、本施設の利用料金が増加した。 平成30年度は、修繕工事の増加により管理経費が高んだ。
----------------------------------	---

3 総合評価

指定管理者	市
<p>施設利用者には、良い評価を頂いている。 磯部ふれあい公園は、完成から約27年が経過しており、雨漏り、断熱材のはがれ、床板の傷み等大規模修繕の時期を迎えています。 早急に大規模修繕工事の計画をお願いします。</p>	<p>窓口にて施設利用者から口頭で良い評価をいただき、利用者にニーズに合わせた取組に心掛けて取り組まれているので、引き続き利用者数の増加に努めていただきたい。施設の管理運営や会計処理等は適切に管理されているので、継続した運営をお願いしたい。</p> <p>施設運営では、救命講習等の対応は継続していくなかで、緊急時対応マニュアルの整備と緊急対応や従業員訓練、日頃から気づく点などをリストアップして、利用者や施設スタッフが避難できる仕組みづくりをお願いしたい。</p> <p>苦情処理体制については、スタッフ研修などの取組もできると良い。 施設修繕等は記録整備をデータ化し、劣化状況を把握して改修できるようにつなげてもらいたい。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の設置目的や管理運営の基本方針を理解して管理を実施している	A	施設の設置目的や基本方針は理解して運営されている。
	②施設設置目的の達成度	A	本施設の設置目的である「スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達」の為に寄与している。	A	スポーツを通じた住民の体力向上及び心身の健全な発達に寄与しており、目的を達成している。
	③運営状況	A	条例・事業計画のと通りの供用日数・時間を達成。適正な施設の運営を行った。	A	供用日数、供用時間を守り、適正な管理運営が成されていた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	職員は、適正に配置され職員の勤務実績も特に問題ない。	A	職員の配置は適正であるが、勤務実績については、もう少しマネジメントすると尚良い。
	⑤意思疎通	A	情報共有しておくべき事柄は遅滞なく報告を行った。	A	一部、災害等の報告については、再度確認して体制構築していただきたい。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	点検記録・修繕記録等適正に処理保管している。	A	点検・修繕記録等の履歴整備がされている。
	⑦使用許可等	A	条例・規則の通り適正に事務を行った。	A	協定書の定めるところにより適正に事務が行われていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	条例・規則の定めるところにより適正に徴収した。	A	協定書の定めるところにより適正に事務が行われていた。
	⑨個人情報	A	個人情報取り扱い特記事項のとおり適正に取り扱っている。	A	個人情報取扱特記事項のとおり適正に取り扱われていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する消防法、市条例等を理解し、遵守した。	A	法令違反なく運営されていた。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	体育館に意見箱を設置し、利用者のニーズを聞いた。各種の自主事業を実施した。	A	利用者のニーズを把握する取組がなされている。今後の年齢層に合わせてSNSの活用も取り組んでいただきたい。
	②利用者の平等な利用	A	随時職員間の情報共有を行い、サービス水準の確保に努めた。	A	職員間の情報共有されており、サービス水準の確保に努められていた。
	③適切な情報提供	A	イベント情報をHPにて公表、また毎月発行の広報にて周知するとともに、必要に応じて市広報への掲載を依頼し、情報の発信に努めた。	A	毎月発行の広報やHPにより、会員への周知が図られているので、今後は、住民への周知としてSNS等も考えていただきたい。
	④非常時・緊急時の対応	B	緊急時のマニュアルは未整備であるが、緊急連絡網を整備し、事故発生時・緊急時に対応できるよう毎年救急救命講習を実施している。	B	救急救命講習を毎年実施しているため、早期マニュアル整備を期待したい。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	苦情への対応や意見への迅速な対応がなされている。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	各種大会等を積極的に開催している。姿勢改善研修会・ポールウォーキングの講習会も実施
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	事業実施後に意見を聞き、次年度に繋げている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	毎日施設・設備は点検しており、管理は適切であった。施設・設備等に起因する事故は起きていない。	A	施設設備の点検管理は適宜しており、適正な管理がされている。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	A	備品台帳が整備され、適切に管理されている。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	備品等の整理整頓がなされている。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	30万円を超える修繕も実施した。大規模修繕をお願いします。	A	軽微な修繕については、迅速対応されていた。
	⑤清掃業務	A	毎日清掃を実施し、清潔な状態を保つよう努めている。	A	毎日清掃を実施し、適宜処理されている。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理は適切に行っている。防犯については、定期的に見回りを行っている。警察官の立ち寄り所になっている。	A	防犯体制は、もう少し構築できると尚良い。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	普段の会計処理は、簿記の有資格者が行い、税理士に毎月の記帳確認と決算処理を委託している。	A	毎月税理士が監査しており、適正に取扱いされている。
	②公租公課に滞納はないか	A	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞となっていないか。	A	公租公課に滞納・遅延なく適正納付されている。
	③適正な収支状況にあるか	A	ボランティア等の協力により、経営は黒字であり、債務超過に陥っていない。	A	決算資料等からも財務状況は健全であると判断できる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。